

意見書の要旨

東京都市計画防災街区整備地区計画世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区計画の変更に係る都市計画の原案を平成29年9月15日から平成29年9月29日まで2週間公衆の縦覧に供し、都市計画法第16条第2項の規定により、平成29年10月6日まで3週間意見書の受付を行ったところ、地権者から意見書は提出されなかった。なお、地権者以外からは1通(1名)の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名称	主な意見書の要旨	世田谷区の見解
東京都市計画防災街区整備地区計画世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区計画	<p>地権者以外の方からの意見要旨</p> <p>1 地区計画に関する意見</p> <p>(1)「世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区計画」、「豪徳寺駅周辺地区地区街づくり計画」、「経堂駅東地区地区計画」の変更は急ぐ必要はなく、再度地域ごとに個別の住民説明会を求める。</p>	<p>(1) 既存の地区計画等については、補助52号線沿道若林・梅丘・豪徳寺・宮坂地区地区計画の策定に伴い、重複する部分において計画の整合を図るための変更を行います。このため、説明は関連する地区計画等全体で行ってきました。</p>